

2014 年度目録委員会記録 No.3

第 3 回委員会

日時：2014 年 6 月 28 日（土）14 時～17 時 15 分

場所：日本図書館協会

出席：原井委員長、木下、河野、田代、津田、野美山、平田、古川、横山、渡邊

<事務局>磯部

[配布資料]

1. NCR 作業体制（案）（1 ページ-A4、原井委員長）
2. 第Ⅱ部ユニット H 形態事項案メモ（6 月版）（3 ページ-A4、渡邊委員）
3. 第Ⅱ部ユニット H 形態事項（2014.6 案）（39 ページ-A4、渡邊委員）
4. 第Ⅱ部ユニット G 出版等に関する記録（17 ページ-A4、原井委員長・横山委員）
5. 現行 NCR の出版事項（8 ページ-A4、原井委員長）
6. 出版・頒布等に関する事項の ISBD との比較（3 ページ-A4、本多前委員）
7. 第Ⅱ部ユニット I シリーズ表示（第 1 次案）（7 ページ-A4、古川委員）
8. 第Ⅱ部ユニット J シリーズ表示の責任表示（第 1 次案）（2 ページ-A4、古川委員）
9. 第Ⅱ部ユニット I シリーズ表示（第 1 次案）コメント（7 ページ-A4、田代委員）
10. RDA の注記に関する検討（201405）（14 ページ-A4、平田委員）
11. 第Ⅱ部ユニット D タイトル（2014.6.12）（35 ページ-A4、河野委員）
12. 第Ⅱ部ユニット E 責任表示（2014.4.26）（12 ページ-A4、木下委員）
13. 第Ⅱ部ユニット F 版表示（2014.4.26）（4 ページ-A4、本多前委員）
14. 第Ⅱ部ユニット X 逐次刊行物の順序表示（2014.6.2）（10 ページ-A4、原井委員長）
（上記 11～14 は目録委員会案として NDL が受領した条文案）
15. 2014 年度目録委員会記録 No.1 第 1 回委員会
16. 2014 年度目録委員会記録 No.2（案） 第 2 回委員会

[報告事項ほか]

1. 新委員の着任

野美山千絵子氏（株式会社トーハン）が着任した。

2. 議事録の確認

2014 年度第 2 回記録案（資料 16）について確認した。

3. NCR 検討作業の担当とスケジュールの確認

新委員の着任に伴い、担当を一部改めた。

著作および表現形の記述、個別資料の利用条件およびアクセスが、当初のスケジュールに明示のなかった残された事項として確認された。これらは 2014 年度後半に検討する。なお、著作および表現形の記述は、RDA では第 7 章に該当する条項であるが、NCR では著作の

エレメント、表現形のエレメントとしてそれぞれ分けて規定する方針である。

4. NCR 検討案の部分的公開

NDL の平成 25 年度書誌調整連絡会議では、ある程度の段階で、その時点での案を公開してほしいという要望が挙げられており、対応を検討した。公開する案は、目録委員会と NDL の間で意見交換が済み、共通の了解が成った（両論併記を含む）段階のものとし、平成 25 年度書誌調整連絡会議で提示した「資料の種別」案のような完成度のものを想定する。

[検討事項]

1. ユニット H 形態事項

渡邊委員が資料 2、3 に基づいて説明し、次のとおり検討した。

- ・「地図等の大きさ」と「静止画の大きさ」は、RDA ではそれぞれエレメント・サブタイプとして独立して規定されてはいるが、使いやすさを考慮すると、それにこだわった構成にするのが果たしてよいのかという意見が出された。しかし、これらはいずれもキャリアの大きさではなく、図・画そのものの大きさを記録するという点が他の種類の資料とは異なっており、また、RDA 対応という点からもその構成に従って、今のところは独立した規定にしておく。ただし、構成上、エレメントと同等の扱いにはしない（次に示すとおり「記録の方法」は設けない）。
- ・構成は次のようにするのが適当と考えられる。
 - H.2 大きさ ← エレメント
 - H.2.1 記録の範囲
 - H.2.2 記録の方法
 - H.2.2A 冊子 ← キャリアの種類別に細分
 - H.2.2B オブジェクト
 - ...
 - H.2.3 地図等の大きさ ← 各種の資料…エレメント・サブタイプ
 - ~~H.2.3.1 記録の方法~~ ← エレメントでしか立項しない
 - H.2.4 静止画の大きさ ← 各種の資料…エレメント・サブタイプ
- ・RDA 3.1.5 にオンライン資料に関する通則があるが、個々の規定で間に合うと思われるため、立項する必要はないと考えられる。
- ・RDA 3.1.6 にキャリアの変化に関する通則があるが、このキャリアの変化はエレメントを超えた影響を与えることから、通則に立項する必要がある。すでに検討済みの機器種別、キャリア種別の規定を、この形態事項に統合した想定で立案する。
- ・地図資料の数量について、RDA (AACR) に沿って図数を記録することを本則とし、枚数を記録する現 NCR の方式は別法として扱う。図数と枚数が一致しない場合については、RDA にある「6 maps on 1 sheet」等の表現を勘案して、日本語での適切な表現を考える。
- ・静止画の種類を示す語について：
 - ・ RDA 3.4.4.2 Recording Extent of Still Images に列挙された語は全て採用し、表に挙げる。ただし、対応する日本語について検討したが、適語かどうか解決できない語が

ある。

- 現 NCR にあり、RDA には該当する語がない資料のうち、「紙芝居」、「墨跡」は、表に（対応する英語を示さずに）挙げる。「設計図」は「製図 technical drawing」に含まれると考え、この語としては継承しない。「絵図」は、表に適語がない場合には簡潔な語を記録するという条文に対する例示に挙げる。
- 美術原画と複製画（RDA 3.4.4.2 にはない）を分けて扱いたいが、どのようにすればよいか検討を継続する。

2. ユニット G 出版等

原井委員長が資料 4、5、6 に基づいて説明し、次のとおり検討した。

- 現 NCR では、和古書・漢籍、録音資料などに他の資料群とは異なる規定があり、これらを整理した。今後その必要性を検討し、条文に入れていく。
- RDA とは異なり、制作 (production) 表示、出版表示、頒布表示、製作 (manufacture) 表示、著作権年をグルーピングして扱う通則を設ける。これらのエレメントをまとめて表すために、「出版等に関する記録」という語を考えた。
- RDA に従って、制作表示、出版表示、頒布表示、製作表示、著作権年という順序で構成されているが、一般的なケースとは言えない非刊行物に関する制作表示が先頭にあるのには違和感がある。大多数となる出版表示を先頭にすべきではないか。出版表示→頒布表示→製作表示→著作権年（ここまで刊行物）→制作表示（非刊行物）という順序で構成することも一案と思われる。
- 「制作」、「製作」は同音で字が似ており、判別しにくい。また、「制作」の対象は非刊行物であるが、実際には「映画制作」のように刊行（公開）するものに対しても使用される。以上の問題点をふまえ、適語があれば検討したい。
- 「a resource in an unpublished form」を表す用語は「非刊行物」とし、その対義語は「刊行物」（オンライン資料も含む）とする。
- 非刊行物である制作年において、serial の場合に言及する必要がある、これは適語が見当たらないため、非刊行の場合ではあっても「逐次刊行物」と表現せざるをえない。「逐次刊行物」には非刊行物（内部的な資料など）をも含むことを用語定義に記すことにする。
- RDA では、情報源に表示されている限り、市名とその州名の双方をあわせて記録するように指示されているが、わが国の場合は識別上、市名とその都道府県名を常にあわせて記録する必要はないと考える。これに対応するため、わが国において市町村名のみで識別できる場合は、その上位の地方公共団体名を省略する、という任意省略を設けることにする。洋資料については RDA どおり、情報源に表示されていれば、「市、州、国」と国名についても省略せずに記録する。
- 出版年は、情報源に漢数字で表示されている場合、アラビア数字に置き換えて記録するようにする。ただし、「元」年は漢数字ではないため「1」年とはせず、そのまま記録する。なお、元号を記録する場合、西暦年を付加する任意追加を設けるが、これは現 NCR と同じく角がっこに入れて記録する。
- 現 NCR では「西暦紀年」という語を用いているが、一般的な語「西暦年」を採用するこ

とにする。

- ・ RDA 2.8.6.4 クロノグラムに対応する規定は不要とする。

3. ユニット I シリーズ表示／ユニット J シリーズ表示の責任表示

古川委員が資料 7、8 に基づいて説明し、次のとおり検討した。

- ・ 通則の条項の順序は、RDA と同じく、記録の目的→記録の範囲（定義の類を含む）→情報源（目録作成作業の段階である）とするのが妥当である。
- ・ 記録の目的は、「記述対象が、シリーズに属する単行資料のように、複数の書誌階層に属する場合、記述対象の識別と複数書誌レベルからの検索を可能とするため、上位書誌レベルのエレメントを記録する。~~シリーズに関する事項において記録する上位書誌レベルの書誌単位には、集合単位または継続刊行単位がある。~~」とし、現 NCR がシリーズとして扱う範囲を狭めている部分の文章は（取り消し線で示したとおり）継承しない。
- ・ シリーズ表示の定義は、単行資料に対するセットや、構成部分に対する逐次刊行物など、単行資料に対する（狭義の）シリーズ以外をも含むように、「記述対象が属する上位資料に関する表示。上位資料の本タイトル等と、上位資料における記述対象の番号から成る。さらに、記述対象と上位の資料の間に位置する、一つまたは複数の中間の資料に関する表示をも含むことがある。」と考える。
- ・ シリーズの ISSN について、シリーズには単行資料に対するセットなども含むことから、ISSN のほかにセット ISBN を記録できるように、RDA の規定を拡大して「ISBN などそれ以外の標準番号を記録する場合がある」という規定とすることが検討された。しかし、RDA に従って作成されたデータと齟齬が生じ（MARC フォーマット上対応するサブフィールドがない）、とくにデータの国際流通に支障があるという理由から、ここは ISSN に限定することにする。
- ・ (RDA にはないが)「シリーズ内番号に新しい連番が開始されないにもかかわらず、「第 2 期」などの語を伴う場合は、それを省略する。」という規定が必要かどうか検討したが、新しい連番でないかどうか調べて判断する作業負担を避けるため、資料の表示のままに記録することとし、この規定は設けないことにする。
- ・ サブシリーズについて、現 NCR 1.6.7.2 別法「下位シリーズの書誌的事項をシリーズに関する事項に記録し、上位シリーズに関する事項は注記する。」は継承せず、下位シリーズに該当する事項はサブシリーズのエレメントとして、上位シリーズに該当する事項はシリーズのエレメントとして、それぞれ記録することにする。
- ・ シリーズの責任表示について、現 NCR 2.6.4.2 別法「責任表示は注記する。」は継承しない。
- ・ 各エレメントの条項の構成について、「記録の範囲」（コア・エレメントである場合は、あわせてその旨を示す）、「記録の方法」をかならず備えることにする。なお、サブエレメントは（エレメント・サブタイプと違って）、エレメントとして扱う（サブエレメントではなく、エレメントと呼称する）。「情報源」は、各エレメントとも同じであれば、通則にまとめて示す一方、エレメント別に異なるのであれば、通則にはそれぞれで規定されている旨を述べ、エレメント別に立項するという方向で考えたい。

4. 注記に関する検討

平田委員が資料 10 に基づいて説明し、次のことを確認した。

- ・注記の作成についての総則的規定は、記述総則に入れるのか検討が必要である。
- ・とくに和古書・漢籍の従来注記として扱われてきた事項について、検討課題が多く残る。

以上

次回以降の委員会の予定

7月19日(土)

9月13日(土)

10月18日(土)